第五章　近世の山科

一　江戸時代の山科郷支配

禁裏御料

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いによって、故豊臣秀吉子飼いの石田三成を大将とする西軍は徳川家康率いる東軍に敗れ、ここに家康の覇権が確定する。三年後の同八年、家康は征夷大将軍に任ぜられ、江戸幕府を開いた。以後幕末まで二六五年の長きにわたって徳川氏の支配が続くことになる。

慶長六年五月、家康は天皇家に対して一万一五石四斗九升五合の所領を献上した。これは本御料といわれる。その後、元和九年（一六二三）閏八月、家康の子でその年の七月まで第二代将軍であった秀忠が、その子家光の将軍襲職の祝いとして一万石を天皇に献じた。これは先の本御料と区別して新御料といわれる。さらに宝永二年（一七〇五）二月、五代将軍綱吉は一万石一斗一升八合九勺を進献した。いわゆる増御料である。こうして、一八世紀はじめには禁裏御料は約三万石となった。

山科郷は関ヶ原の戦い当時、すでに禁裏御料となっており、これはそのまま家康によって改めて天皇家に献上された。つまり、石高の上からは、山科郷は本御料の六割以上を占めており、当時の禁裏御料の中心的存在として天皇家財政を支えたのである。

山科郷が一括して禁裏御料となったことは大きな意味をもっている。これは、中世の山科七郷以来の地域的まとまりを背景にしたものであるが、天皇家への一括献上が後の山科郷のあり方を規定することになった。山科郷は禁裏御料という紐帯のもとに、行政的にも、日常的な生活の営みの上においても強い地域的まとまりを持ち続けていくのである。そして、領主が天皇家であるという事実は、山科郷民に一種の優越意識を持たせた。参勤交代の大名行列が郷内を通過するときは伏見街道（いまの奈良街道）を通ったが、その際沿道の農民たちは土下座することなく農作業を続けたという。そればかりか、行列通過にあわせてわざと施肥作業をやらせた庄屋もいたとのことである（佐貫伍一郎『山科郷竹ヶ鼻村史』に紹介されている古老の話）。

江戸時代初めの山科郷は一八カ村によって構成されていた。一八カ村とは、日ノ岡・御陵・厨子奥・上野・安朱（あんしゅ）・四宮（しのみや）・竹鼻・音羽・小山・大塚・大宅（おおやけ）・東野（ひがしの）・西野・北花山（きたかさん）・上花山（かみかさん）・川田・西野山・椥辻（なぎつじ）の各村である（なおその他、三条街道追分付近に髭茶屋町・八軒町・挑灯町（ちょうちん）が、大塚村に行燈町（あんどん）が存在し、これらも山科郷に含まれていた）。このうち安朱村は延宝元年（一六七三）に毘沙門堂領となったため、以後は山科郷一七カ村といわれるようになる。また、明治元年（一八六八）「旧高旧領取調帳」によれば、西野村と御陵村にはそれぞれ本願寺領と安祥寺領が存在し、四宮村には十禅寺領と三時知恩寺領が存在した。

このように、江戸時代を通じて山科郷全域が完全に禁裏御料として存在し続けていたわけではないが、全体として見れば、一円的なまとまりをもつ六〇〇〇石余りの地が、江戸時代を通じてほぼ同一の領主（天皇）のもとにあったとしてよいだろう。一般的に、畿内近国地域の所領構成上の特徴として、所領の錯綜性と領主交代の頻繁さが指摘されているが、そのなかにあって、山科郷は独自の位置を占めていたといえよう。

表　山科郷各村（町）の村高

村（町）名	村高（単位：石）
日ノ岡村	169.331
御陵村	570.06
厨子奥村	101.514
上野村	37.995
安朱村	256.144
四宮村	268.354
竹鼻村	368.747
音羽村	513.25
髭茶屋町	8.372
八軒町	4.095
挑灯町	4.836
行燈町	18.824
小山村	227.92
大塚村	276.849
大宅村	631.395
東野村	617.466
西野村	723.26
北花山村	306.709
上花山村	161.404
川田村	295.953
西野山村	819.969
椥辻村	310.838
音羽村・小山村立会新田	13.842
合　計	6707.127

（注）天保五年（一八三四）「山城国郷帳」による。

山科郷の支配と幕府代官

山科郷のほとんどは禁裏御料であったが、その支配は天皇家の役人によって行われていたのではない。天皇家は支配にほとんど関与せず、幕府代官がそれにあたった。所領支配の中核というべき年貢収納も、代官がこれを行い、天皇家は年貢米を受け取るだけであった。

まず、山科郷の代官支配を示す事例をいくつかあげておこう。

①慶安元年（一六四八）十一月、大宅村には二九〇石四斗四升二合の年貢米が課されたが、これを課したのは五味備前守豊直であった（「大宅村沢野井清嗣家文書」）。

②寛文五年（一六六五）十一月、川田村には一〇六石五斗四升の年貢米が課されたが、これを課したのは鈴木伊兵衛（重辰）であった（「川田村柳生昌徳家文書」）。

③延宝五年（一六七七）十一月、川田村は一一二石四斗六升二合の年貢米を納入したが、これを受け取ったのは五味藤九郎（豊旨）の手代二名であった（「川田村柳生家文書」）。

④貞享五年（一六八八）、川田村では、「ころび」（かつてキリシタンで、改宗して仏教徒になった者）やその親類の改めが行われた。同年八月、同村は、調査の結果そのような者はいなかったという一札をしたため、小堀仁右衛門（正憲）に提出している（「川田村柳生弘勝家文書」）。

⑤享保六年（一七二一）冬、郷士帯刀者の調査が行われ、十一月に山科郷では一六〇人の郷士の名を書き上げて京都町奉行所に提出したが、これをきっかけとして各村内で騒動が起こった。自分も郷士身分であると主張する者が続出したのである。このことについては後述するが、西野村でも七左衛門という百姓が郷士同格を主張した。これに対し、同村は翌七年四月、玉虫左兵衛（茂嘉）の手代に、それを否定する書付を提出している（「上花山村比留田家文書」）。

⑥元文二年（一七三七）二月、西野村は困窮を理由として、定免法による年貢賦課をやめ、定免法採用以前の租法に戻してほしいという嘆願を小堀仁右衛門（惟貞）に行っている（「西野村奥田甲子男家文書」）。

代官奉行と京都代官

①の五味備前守豊直は、五畿内郡代、八カ国（五畿内および丹波・近江・播磨の三カ国）郡代、また代官奉行などと呼ばれ、数万石の担当幕領の支配を基本的業務とする通常の代官よりもはるかに広汎な権限を有していた。禁裏向のことも、もっぱら五味が担当し、「京都御役所向大概覚書」によれば、寛永十一年（一六三四）の将軍家光上洛時に、禁裏米蔵場に筋目正しい家来と与力・同心を配置し、禁裏御料の年貢米の出納を行わせるよう、将軍から直々命ぜられたという。ここには、幕府の禁裏に対する姿勢の一端がよく示されている。①に示されているように、五味は禁裏御料の各村から年貢を取り立てたが、あとは禁裏任せにしていたのではない。その米蔵には彼の家臣や与力・同心が配置され、年貢米の出納を厳しくチェックしていたのである。

万治三年（一六六〇）、五味は世を去り、小出越中守正貞があとを継ぐが、この小出も寛文五年（一六六五）に死去する。このころ、京都の幕府支配機構は大幅な変更が加えられた。すなわち、寛文四年の京都代官の成立と、同八年の京都町奉行の成立である（『京都の歴史』五）。大ざっぱにいえば、代官奉行が有していた広い権限のうち八カ国の地方に関する公事訴訟（水論・山論・境論など）の裁判権は京都町奉行へ、また禁裏向に関する職務をはじめ、幕領支配や大河川支配その他は京都代官に受け継がれた。京都町奉行は、あわせて京都市中の行政や山城国の行政も担当することになった。

こうして、山科郷の支配も、これ以降は京都代官の手に委ねられることになる。②以降の鈴木・五味・小堀はみな京都代官である。②の鈴木重辰は初代京都代官で、父は『破吉利支丹』などの著書で知られる仏教思想家鈴木正三（一五七九～一六五五）である。重辰は正三の弟三郎九郎重成の養子となったが、この重成も幕府代官として活躍した人物であった。

③にみる五味藤九郎豊旨は豊直の子である。なお、この川田村年貢米の受取状には、「右は禁裏様御蔵に於いて度々請取り、皆済件の如し」と記されている。五味豊直以来の、幕府による禁裏米蔵管理の様子がここにも示されている。

④の小堀仁右衛門正憲は、延宝八年（一六八〇）に死去した五味豊旨の後任の京都代官である。以後、京都代官は小堀家の世襲するところとなる。この結果、山科郷は幕末まで約二〇〇年の長きにわたって小堀氏の支配を受けることになり、両者の関係は密接なものがあった。

ところで、この小堀正憲の父は正春といい、やはり幕府代官を勤め、禁裏普請にもかかわった。正春の長兄は、遠州流茶道の祖であり、また著名な建築家・造園家でもあった小堀遠江守政一（小堀遠州）である。政一は慶長期には備中国の国奉行を勤め、その後河内国奉行・近江国奉行・伏見奉行となり、五味豊直同様、畿内支配にあたって広汎な権限を有していた（「寛政重修諸家譜」）。

⑤には小堀氏（正春系）ではなく、玉虫左兵衛なる者が登場している。これは当時の小堀氏の当主仁右衛門惟貞が幼年で、玉虫家に養子として入っていた叔父の左兵衛茂嘉（父克敬の弟）がしばらく後見役を勤めていたからである（「寛政重修諸家譜」）。このような事態はこのとき限りで、それ以外は一貫して小堀氏による山科郷支配が行われていた。

山科郷各村の負担

山科郷各村にはそれぞれ本年貢のほか、禁裏御料としての独自の諸負担があった。慶応三年（一八六七）十一月「山城国宇治郡山科郷大宅村差出明細帳」（「沢野井忠三家文書」）から、それを紹介してみよう。

まず、竹と筍である。竹は御所の左義長（毎年正月十五・十八日に行われる火行事。青竹に吉書・扇子・短冊などを結び付け、燃やす）のためのもので、大宅村では竹足三六本、小竹二四四本、のぼり竹一本、計二八一本を毎年正月十二日に御所に献上していた。このほか、大嘗会の時にも御用竹を献上している。筍については、「山科郷諸役控帳」（仮題、「大宅村山本家文書」）によれば、毎年収穫時になると、四月一日は上花山村、二日は北花山村、三日は厨子奥村というように、毎日順番で各村より献上された。

次に、小物成としての夫代（米四石四斗二升八合）と、「禁裏様御清所御門番給」（米三斗二升四合二才）がある。これは、いずれも御所定詰人夫の給米という名目で負担するもので、各村はそれぞれの棟役数に応じて負担した。棟役数は山科郷全体で一一一、「山科郷諸役控帳」によれば、その内訳は次の通りである。

御陵一一、厨子奥二、四宮七、竹鼻五、音羽九、小山七、大塚六、大宅一二、東野一七、西野一三、北花山三、上花山二、西野山一〇、椥辻七

夫代も「禁裏様御清所御門番給」も、それぞれ一軒あたりの額が決まっており、各村の負担額はそれに棟役数を乗じて算出されるのである。

ところで、日岡・上野・川田の三カ村には棟役数がない。この三カ村は、あとで取り上げる享保六年（一七二一）十一月の「山科郷村々御家人郷士名前帳」から知られる、郷士のいない村に一致する。つまり、この一一一という数は近世のある段階における郷士数、またはそれをもとにして決定した数と考えてよいだろう。

話が棟役数のことにそれてしまったが、大宅村の諸負担に戻りたい。以上のほかには、元文四年（一七三九）以来の「禁裏様御庭入用銀」（年により銀額不同）と、「其外小入用」がある。後者の内容はきわめて雑多である。まず「禁裏様御用渋柿」であるが、これも棟役割になっており、一軒あたり八升五合である。各村から集められた渋柿は、絞って渋（柿渋）とし、御所に献上された。次に、天皇のそば近くに仕える長橋局や京都町奉行所に対する年頭・八朔の献上物などの費用（銭一〇貫八〇〇文）がある。この二つを除く「其外小入用」は、

御所の茶壷を宇治に運ぶ際の六尺（雑役夫）賃・駕篭人足賃・荷物供廻り人足賃、禁裏御蔵草引き代、御蔵筵代、升掻き竹代、山科郷内の三条街道や伏見街道を大名が通行する際の道橋入用、山科郷触頭である比留田・土橋両氏が京都へ出張する際の入用、各村の庄屋・年寄・頭百姓が山科郷全体としての御用を勤める際の入用である。これらは、各村の年貢高に応じて負担額が決められた。慶応二年度の大宅村の負担額は銀八貫二三一匁九分六厘であった。最後の二つは、禁裏に対する負担というよりも郷入用というべきであろう。道橋入用も、幕府に対する負担と考えた方がよい。なお、街道沿いに位置しない村も等しく道橋入用を負担する義務があったことは、山科郷の地域的まとまりを考える上で興味深い。これについては、あとで具体例を示そう。

大宅村を例にとり、山科郷独自の諸負担についてみてきた。慶応四年の同村「村鑑帳」（「大宅村沢野井忠三家文書」）には、このほか山芋・松茸・木練柿（御所柿のこと）の禁裏献上のことも記されている。それにしてもさまざまな名目で負担を行っていたものである。ところが、以上は大嘗会の際の御用竹を除けばいずれも毎年の恒常的な負担であり、これ以外にも禁裏に対する臨時的な役負担があった。たとえば、御所が炎上した際には、郷民あげて道具の持ち出しや消火活動その他に従事している。非常時の禁裏警固役など、郷士独自の役もあった。

このように、山科郷各村の負担内容には、禁裏御料という特殊性が色濃く反映していた。山科郷はまさに、天皇家の再生産を支えるものとして位置づけられていたのである。

二　郷士制度

山科郷士

近世の山科郷を特徴づけるものとして、それがほぼ一円的に禁裏御料であったこと、中世以来の伝統を受け継ぎ、自治的結合がみられたことのほかに、郷士制度の存在をあげなければならない。

山科郷士は中世以来禁裏警固役を勤める家筋で、苗字をもち、帯刀を許されていた。彼らは各村数名から十数名存在し、村内において特権的な地位を占めていた。享保六年（一七二一）、山科郷士の調査が行われ、同年十一月に「山科郷村々御家人郷士名前帳」（以下、「名前帳」）が山科郷惣頭比留田三郎兵衛・同土橋平之進から京都町奉行所に提出されたが、それによれば、日ノ岡・上野・川田の三カ村を除く一四カ村に郷士がおり、その数は両氏を除けば一六〇名であった。ただし、ひとくちに郷士といっても一様ではなかった。「名前帳」から郷士の階層構成について見てみると、次のようになる。

まず、山科郷士の頂点に位置していたのは右の比留田・土橋両氏で、この両名は惣頭・触頭などと呼ばれ、常に苗字・帯刀を許された、別格の存在であった。彼らは京都町奉行所や京都代官と郷中村々との間に立って、触の伝達や、各村の訴えの取次などを行っただけでなく、郷中の村同士の争いを調停したりした。次いで、「名前帳」の表現を借りるならば、「常帯刀」身分の者が来る。これには神社の神主が含まれている。その次に位置するのは「御用之外常帯刀仕らず候」者である。「名前帳」では、比留田・土橋両氏を除き、「常帯刀」身分の者三二名、「御用之外常帯刀仕らず候」（単に「常帯刀仕らず候」とも）身分の者一二八名となっている。なお、彼らはそれぞれ中世以来の苗字を有したが、比留田・土橋両氏以外は公的にそれを名乗ることはできなかった。

彼ら郷士は各村内においてどのような地位を占めていたのか、具体的に見てみよう。

享保七年四月、郷士調査に関連して、御陵村は代官玉虫左兵衛手代武富新八郎に書付を提出したが、その書付の署名者は、庄屋権左衛門と、助三郎以下一〇名の年寄であった。これを「名前帳」の御陵村郷士名と照らし合わせてみると、権左衛門は「常帯刀」、年寄一〇名はいずれも「常帯刀仕らず候」となっている。「名前帳」にはあと二名の「常帯刀」者が記されているが、それはいずれも神主である。

また、北花山村でも同じ四月に、やはり郷士調査に関して口上書を武富に提出しているが、そこには庄屋吉左衛門・年寄久右衛門・頭百姓九兵衛・同庄左衛門が署名している。「名前帳」では、吉左衛門と久右衛門は「常

帯刀」、他の二名は「御用之外常帯刀仕らず候」となっている。「名前帳」ではこのほか、七名の「御用之外常帯刀仕らず候」者の名が書き上げられている。

以上の例によるかぎり、各村において庄屋・年寄・頭百姓になれるのはいずれも郷士身分に限られており、庄屋は「常帯刀」身分、年寄は「常帯刀」または「常帯刀仕らず候」身分、頭百姓は「常帯刀仕らず候」身分の者であったことがわかる。なお頭百姓については、「名前帳」で郷士とされなかった者が勤めていたという例がある（後述）。また「名前帳」によれば、各村一名ずつの「頭」の者がいた。各村のトップに位置する者である。これはもちろん「常帯刀」身分であり、ふつうは庄屋であるが、「名前帳」によれば、西野村では「頭」の松井又八郎ではなく、もう一人の「常帯刀」身分の大塚勘右衛門が庄屋となっている。特権的な「頭」身分の地位も揺らぎ始めていたということであろうか。

これまで「名前帳」の記載をもとに説明を行ってきたが、実はこれに載せられた一六〇名は、正確にいえば当時の各村における矛盾・対立関係の中で郷士として改めて認定された人たちであった。「名前帳」の作成は、いい方をかえれば、各村の構成者についての郷士・非郷士確認作業であり、そこにはある階層の意志が反映されていた。ある階層とは、もちろん旧来の「筋目正しき」郷士層である。その意味では、享保六年段階の山科郷の郷士数は比留田・土橋両氏を含め一六二名であったと単純にいってしまうのは正しくない。

「名前帳」の作成は各村内の矛盾をさらに深めていくことになる。このことについてはあとで述べよう。

山科郷士の禁裏勤役

郷士の郷内における特権を保証していたのは、禁裏に対して役を負担していたことである。御所が火災に見舞われた際には、早速駆けつけて警固や諸道具運送、また消火活動に携わった。火災後、新御所の造営が成り、仮御所から新御所への遷幸が行われた時にも、郷士は供奉御用や御所御門などの警固役を勤めたほか、諸道具を運んでいる。天保八年（一八三七）の大塩平八郎の乱の際には、御所六門にそれぞれ郷士三名が約四〇日間交代で勤番している。このほか、大嘗会・新嘗会（しんじょうえ）・行幸・天皇即位の際にも供奉・警固その他の御用を勤めた（『山科郷史』）。

ここで注意しておきたいのは、郷士と一般百姓とでは、同じく禁裏に対して役を勤めるといっても、その内容に歴然とした差があったということである。安政七年（一八六〇）正月の大宅村「郷士取締方定書」（「大宅村沢野井清嗣家文書」）の表現を借りるならば、郷士の役は「士役（さむらいやく）」であり、百姓のそれは「足役」、すなわち人夫役であった。御所炎上時に諸道具を運んだり、消火活動を行ったりするのは百姓であり、郷士はそれを指揮した。御茶壷運送役を勤めるときも、郷士二人が人足役を勤める百姓たちを宰領した。行幸・遷幸の際の供奉や御所の警固は、もちろん郷士だけが勤めた。

禁裏役をめぐる郷士と百姓のこのような関係がもった意味は大きい。山科郷民が禁裏役を勤めるたびに、両者の身分差と、前者が後者を指揮するという関係が再確認されることになり、それがひいては郷士を中心とする村落内秩序の維持に役立ったからである。山科郷が禁裏御料であったことと、郷士制度が存在したこととは、決して偶然の関係ではないのである。

郷士制度の動揺

享保六年（一七二一）十一月、比留田・土橋両氏から京都町奉行所に「山科郷村々御家人郷士名前帳」が提出されたことは前に述べた。これは、その年の十月に、山城国内の村々および洛中洛外の寺社に対し、帯刀者調査を命ずる町奉行所触が出されたことに対応したものであった。触では村ごとに庄屋が調査結果を届けることになっていたが、山科郷では、各村での調査をもとに両名がとりまとめて提出した。

ところが、これをきっかけとして、郷内に深刻な騒動が発生することになる（以下の記述は「比留田家文書」

による）。「名前帳」に漏れた百姓五〇名余りが申し合わせ、各村々で自分も郷士同格であることを主張したのである。たとえば、西野村では一名、上花山村では二名の百姓が郷士同格を京都代官玉虫左兵衛に訴えている。

郷士同格を主張した百姓がどういう者であったかというと、享保七年四月にそれぞれの村の庄屋・年寄が玉虫の手代武富新八郎に提出した書類によれば、西野村の例では、もともと小高持で、そのころ京都の町人から田地を購入し高持になった者であった。ただし、禁裏に対する御用は勤めていない。上花山村の二名のうち一名は、その祖父の時代に北花山村から移り住み、少し田地を蓄えた者、他の一名は、二十数年前に京都で米屋を商っていた父親とともに同村に移住し、高持となった者であった。この二名に関しては、同年五月に両名が玉虫にあてた口上書には、二人は共通の曽祖父をもち、その曽祖父のときから上花山村に居住していること、近年は郷内御用や月番役を勤め、御所御清所に植木・松茸・筍などを献上する際には帯刀して参上し、上花山村頭百姓に間違いないことを記している。庄屋・年寄のいい分とは少し食い違いがみられるが、いずれにせよ郷士同格を主張した者たちは、土地を集積し村内において実力をつけてきた百姓であった。場合によっては、禁裏役のうちで郷士身分の者が独占的に担ってきた部分（「士役」）にもかかわりをもち始め、彼らの地位を脅かしつつあった。

中世以来の特権的身分集団である郷士層と、右のような新興の百姓層とは、享保の郷士調べよりも前から徐々に対立関係を深めつつあったものと思われる。郷士調べをきっかけとして、それが一挙に表面化したとみるべきだろう。「名前帳」の作成それ自体は京都町奉行所の指示によるものであるが、これは旧来の郷士層にとっても好機であったに違いない。「名前帳」に記載された一六〇名の名前には、揺らぎつつある地位を死守しようとする郷士層の必死の思いが込められているのである。

享保七年四月になると、騒動の起こった村では、庄屋・年寄が百姓たちの行った郷士同格の主張が根拠をもたないことを玉虫に訴えている。この年には比留田・土橋両氏による郷士再調査があり、各村は「名前帳」に

相違なきことを両名に誓っている。だが、騒動はこれをもって終わったわけではなく、同十年九月にも郷士調査が実施された。音羽村ではこの時、八名の者が「名前帳」の記載内容を認めず、七名が村民全員が同意すれば自分たちもこれを認めるという態度をとった。佐貫伍一郎は、この一五名を新興の村西部地域（下音羽地区）の住人と推定し、この争いの底流に地域間対立の存在を見ている（佐貫伍一郎『山科郷竹ヶ鼻村史』）。

郷士身分をめぐる騒動は、結末は不詳ながら同年中にようやく終息したようであるが、これをきっかけとして、その後も各村では旧来の村落秩序を変えていこうとする動きが高まった。それは、一つは村役人制度の改革という形で表れた。椥辻村では元文二年（一七三七）に年寄役をめぐる訴訟が起こっている。それまで同村では、固定化された一三軒の家―旧来の郷士の家筋―から六名が出て年寄役を勤めていたが、百姓方から、村全体の意志を反映した形の年寄選出を主張する声があがったのである。この争論は翌々年の同四年に、比留田・土橋両氏と大宅村清左衛門および東野村六郎左衛門の調停によって和談が成り、以後は一三軒から四名、訴訟を起こした百姓（一六名）から二名が出て年寄役を構成することになった。四名の選出についても、一三軒で勝手に決めてよいのではなく、村の同意が必要になった。こうして、旧来の郷士層による年寄役独占体制は崩れたのである。

大石内蔵助の山科滞在

元禄十四年（一七〇一）三月十四日、赤穂藩主浅野内匠頭長矩（たくみのかみながのり）が江戸城中で高家筆頭吉良上野介義央（こうずけのすけよしなか）に切りつけた。長矩は即日幕府から切腹を命ぜられ、浅野家は御家断絶・所領没収となった。主君の恥辱をそそぐため、吉良への復讐を誓い合った浅野家遺臣たちは、旧浅野家筆頭家老大石内蔵助良雄を盟主とし、翌十五年十二月十四日、江戸の吉良邸に討ち入り、吉良の首級をあげた。いわゆる赤穂事件である。

この事件の主役である大石内蔵助が、山科の地にあって復讐の計画を練ったことはよく知られている。十五

年二月十五日には山科の大石宅に同志が集まり、重要決定がなされている。有名な京・伏見での大石の遊蕩も、山科の仮住まいをねじろにしたものであった。

大石の仮の住まいは西野山村にあった。この地の郷士で、浅野家断絶まで同家家中であった進藤源四郎の世話によるものである。山科滞在にあたって大石が京都町奉行所に提出した親類書によれば、源四郎は大石の父方の従弟で浅野家の鉄砲頭を勤め、知行高は四〇〇石であった。妻は大石の妻の姉という（「京都府地誌」）。吉良邸討ち入りには結局参加せず、その後を西野山の地で過ごした。さきの「名前帳」には、「常帯刀」身分としてその名（進藤可言）がみえる。「京都府地誌」には、源四郎はその後安芸国へ行ったとある。

大石が山科に居を定めるにあたり、源四郎が西野山村の庄屋・年寄に宛てて出した元禄十四年七月付の請状が今に伝えられている（「西野山村進藤備教家文書」）。その内容は次の通りである。

このほど赤穂浪人大石内蔵助なる者が、親類関係をたよって自分のところに引っ越してきたが、この者はたしかな者である。たとえこの内蔵助のことについてどのような問題が起こっても、自分がまかり出て釈明を行い、村には決して迷惑をかけない。もちろん、わがままな振る舞いはさせない。宗旨は禅宗で、寺請状は当方に取ってある。後日の証拠として、請状以上の通りである。

大石が住むことになった西野山村の村民たちは、このことを一体どう見ていたのだろうか。吉良への復讐を心に秘めた、要注意人物の元家老が村にやってきたと思ったであろうか。おそらくそうではあるまい。仇討ちを成功させたからこそ有名になったが、この段階では、大石は山科郷民にほとんど知られていなかったと思われる。また、彼らにとっては、元家老という大物ではあるが、一人の浪人が縁故をたよって村に来た程度のことであり、とりたてて騒ぐほどのことではなかったに違いない。

というのも、山科郷に浪人が住むことは何も珍しくなかったからである。たとえば、元禄六年には米多比三左衛門という浪人の親子が上花山村の嘉介という者のところに借宅しているし、同十年にも、北花山村に七里不白という浪人の親子が住んでいた。この不白の息子は治部左衛門といい、平戸藩主松浦鎮信に仕えていたが、のち旗本五嶋盛朗の家来となって日比野五左衛門と改名した。その後、五左衛門は病気の両親の介抱のため、不白のもとにあったが、この年（元禄十年）不白が死に、同村の花山寺住持が京都町奉行所に五左衛門の親類書を提出している（「上花山村比留田家文書」）。

米多比親子や七里親子と山科郷士との関係はわからないが、おそらく大石と同様、親類関係にあったのだろう。また、山科郷士が山科の地を離れて大名に仕えることも珍しくなかった。進藤源四郎がその例であるが、その兄弟である瀬兵衛も、浅野本家である広島藩浅野氏に仕え、三〇〇石の知行を得ていた（大石提出の「親類書」）。西野山村ではこのような例が多い。享保七年（一七二二）八月に同村庄屋・年寄が比留田・土橋両氏に出した「覚」（「上花山村比留田家文書」）によれば、進藤瀬兵衛のほか、同三弥・同彦兵衛・同三郎右衛門・中村権平が広島藩浅野氏に仕えていた。

このように、山科郷には浪人を受け入れる条件が整っていた。大石の山科滞在はこのことをふまえて考える必要がある。

三　街道と山科郷

旧三条街道

ＪＲ山科駅を南へ一〇〇メートルほど下ると旧三条街道に出る。この旧三条街道こそは、かつての東海道であり、古来幾人の旅人がこの道を踏みしめたことであろうか。京をめざす旅人は、山科で京が目前にあることを思い、はやる心をおさえたに違いない。京を出て東へ向かう旅人が最初の一歩をしるすのも、この山科の地

であった。京のはずれから大津までは七キロ余り、旅人は途中ここで休息をとることが多かった。

ＪＲ山科駅から旧三条街道に出て右へ、すなわち西へ曲がってすぐのところに「明治天皇御遺跡」と記した石碑が目に入る。この場所には、江戸時代、奴茶屋（やっこぢゃや）といわれた腰掛茶屋が存在した。そのさまは『拾遺都名所図会』にいきいきと描かれている。元禄四年（一六九一）と翌五年の二度にわたり、長崎出島のオランダ商館長に従って江戸を訪れた商館医師ケンペルも、その日記にここで茶を飲んだことを記している（ケンペル著、斎藤信訳『江戸参府旅行日記』）。「明治天皇御遺跡」の碑は、明治天皇が三度この茶店に立ち寄ったことを記念して建てられたものである。

奴茶屋跡を過ぎてさらに西へ行くと、街道の左手に立派な道標を見つけることができる。

それには、

「　　ひがし
　　にし　六条大仏
（東面）左ハ五条橋　　道
　　今ぐまきよ水　　」
（北面）「右ハ三条通」
（南面）「宝永四丁亥年十一月吉日」
（西面）「願主沢村道範」

と刻まれている。つまり、ここから左手（南）に折れて進むと五条橋への道に通じ、曲がらずにそのまま進むと三条に至ることをこの道標は教えているのである。六条大仏とは方広寺の大仏を指し、「今ぐま」は今熊野、「きよ水」は言うまでもなく清水のことである。ここは五条橋への道の分岐点であったから、五条別れという。

図一　五条別れ道標

車道と車石

さて、道標の南面に刻まれた年号に注意したい。宝永四年は西暦一七〇七年であるが、実はこの前年の十一月からこの年の三月にかけ、中断期間をはさみながら三条街道の普請が行われた。この普請の目的は、単に道路改修というにとどまらず、車道と人馬道を分けることにあった。この道標は、おそらく普請完了を機に、沢村道範なる者が建てたものであろう。

「宝永四年亥三月三条海道車道付替」（「上花山村比留田家文書」）と題する史料には、このときの普請の様子が示されている。それによれば、蹴上から追分まで、北花山・上花山・西野山・西野・東野・椥辻・大宅・大塚・小山・日ノ岡・音羽・厨子奥・竹鼻・御陵・上野・安朱・四宮の一七カ村と八軒町・髭茶屋町、その他街道筋の園城寺および大津代官支配下の町村でそれぞれ丁場を分担し、普請を行ったのであった。これは、街道沿いの町村すべてと川田村を除く山科郷村々である（前述のように、安朱村はこの当時すでに毘沙門堂領となっており、山科郷からは除かれている）。上花山・西野山・西野・東野・椥辻・大宅・大塚・小山・音羽の九カ村は街道とは直接無関係であるにもかかわらず、山科郷として他の街道筋村々同様に普請の義務を負わされたわけである。ここにも山科郷のまとまりの一端を垣間見ることができる。

車道普請は、普請人足のべ一万一三五七名、石屋人足のべ六八五名、用聞人足のべ三七二名、庄屋肝煎のべ一〇八名が従事して完成した。

車道の敷設には二つの意味があった。一つは言うまでもなく、車の通行に適した道をつけることによって車の往来を容易にすることである。もう一つは、車道と人馬道を分けることによって、人馬道の保護を図ることである。しかし、車道と人馬道の区別は車の通行を車道だけに制限することになるから、必ずしも守られたわけではなかった。

宝永五年（一七〇八）三月、禁裏・仙洞・東宮の諸御所が炎上し、同年九月から翌年七月にかけて新たに諸

御所造営が行われた。その際、作事御用木が三条街道を通って京に運び込まれたが、牛七、八疋牽きの大木に限り人馬道を牽くことが許された。ところが、右に該当しない材木にも「御用」と書いた紙札をつけて人馬道を牽くもの、さらには御用木でない荷物にも「御用」の紙札をつけて人馬道を運ぶ者が現われた。こうなると、車道と人馬道を分けた意味がなくなる。道路維持のための諸負担を強いられている山科郷民にとっては、これは許すべからざる行為である。山科郷民の訴えを聞いた京都町奉行所は車方年寄を呼んで吟味を行った。この件は、宝永六年五月に、三条組・四条組などの車稼ぎ仲間の年寄が京都町奉行所に対してきまりを守るという一札を入れることで決着をみた（比留田家文書）。

ところで、京～大津間の車道といえば、車の通行を容易にするために溝（車輪形）を刻んだ板石、すなわち車石を忘れるわけにはいかない。今日、旧三条街道筋やその付近を注意しながら歩くと、しばしばこの車石を目にすることができる。御陵下御廟野町では民家の石垣に転用されているし、日ノ岡のバス停近くに建てられている南無妙法蓮華経の碑（昭和十四年〔一九三九〕建立）や京津国道改良工事記念碑（昭和八年建立）の基壇の周囲にも立て並べられている。九条山のバス停近くの土押さえの石垣にも多数はめこまれている。これらが宝永の改修時のものという証拠はない。そもそも、宝永時に車石が敷設されたのかどうかもはっきりしない。これらはむしろ後の時代のものであろうが（文化二年〔一八〇五〕にも改修が行われている）、いずれにせよ江戸時代の物資輸送を支えた貴重な証人である。歴史的使命をとっくに終え、その存在すらほとんど忘れ去られた車石は、排気ガスにまみれながら車や人々の往来を無言で見守るだけであるが、私達は彼らの果たした役割に思いをはせることも時には必要であろう。もちろん、道路維持に尽くした山科郷民の労苦も忘れてはならない。

木食養阿上人による道路改修

三条街道を考える際、忘れてならない人物がいる。それは日ノ岡峠道を改修した木食（もくじき）養阿正禅である。元来、木食とは五穀や肉類を食せず、木の実や草などを食して修行することをいい、そのような修行を行った高僧を木食上人と呼んだ。木食上人としてつとに著名な者は、豊臣秀吉の帰依を受け、高野山を再興した応其（おうご）、江戸時代後期に特異な作風の仏像を多数刻み続けた五行明満であるが、養阿もまた京都五条坂の安祥院中興の祖として知られる。

養阿は丹波国桑田郡保津村の出身で、最初泉涌寺雲龍院恵雄に師事し、のち高野山で木食恵昌の門弟となって木食修行に励んだ。その後、安祥院の再興につとめ、享保十二年（一七二七）に現在の安祥院の堂宇を完成させた。宝暦十三年（一七六三）、七八歳で没す。

図二　京津国道改良工事記念碑（昭和八年〔一九三三〕建立）の基壇に用いられた車石

養阿が日ノ岡峠道改修を計画したのは享保十九年のことである。以下、安祥院文書によって彼の事業の全容を紹介しよう。

同年十一月二十三日に養阿は京都町奉行所に改修願いを提出した。そこでは、近年日ノ岡峠車道はひどく損なわれ荷車牛が難儀していること、特に雨天時には牛の四足が水につかり、容易に進めないことを述べた上で、車道の普請を行い牛馬の苦痛を軽減させたい、この件についてはすでに村方の了解を大体とりつけており、普請中は往還を妨害したり、村方に迷惑をかけたりしない、などと述べている。

当時、日ノ岡峠の車道の損傷ははなはだしく、人馬道と比べ七、八尺（二メートル余り）もの段差が生じていた。そこで、養阿はまず低くなった車道に小石を置き、その上に大石を敷いて人馬道なみの高さにするという計画

をたてた。普請中は当然のことながら荷車は人馬道を通行することになる。ところが、峠道には道の北側に家が張り出しているところがあり、そこでは車二両がすれ違うことは無理であった。そのため、養阿は障害となる家を買取り、道を広げている。

養阿の普請計画は町奉行所の許可するところとなったが、このやり方では車道の勾配がきつくなる上に、石を敷きつめるので車輪が滑り、上り下りに不便をきたす。そこで養阿は車屋と相談の上、計画変更を願い出た。翌享保二十年六月のことである。新計画は、坂の上の土を削り、それを坂の下から約六〇間（一〇〇メートル余り）先の一里塚のところまで置いて峠道の勾配をゆるやかにし、車道には石を敷きつめずにところどころに土留めのための大石を敷くというものであった。また、先の計画では、低くなった車道を人馬道なみの高さにするというものであったが、この計画に従えば、人馬道の高さを車道に合わせることになる。

ところが、このやり方に対しては、沿道の百姓善六から文句が出た。道に土が置かれ、地面が高くなると、出入りに支障が出ずるというのである。善六は、居宅の地面も嵩上げするなら計画に同意するという考えを養阿に示したが、町奉行所の方が計画実行に難色を示した。結局、同年九月、養阿は新計画を取下げて、もとの計画で進めることにした。ただ、車道には大石を敷きつめることはせず、ところどころに置くことにした。

こうして、ようやく普請計画の方向が定まったが、実際に普請に取りかかったのは享保二十一年正月のことであった。この峠道改修計画は、荷車牛の通行の難儀を目のあたりにした養阿が、旅人の苦難を救おうとする純粋な気持ちから立てたものであるが、実際に着手にこぎつけるまでにはさまざまな障害があった。養阿はそれを一つずつ解決し、計画実行を可能にしたのである。なお、普請の影響を受けることになるはずの沿道住民がその趣旨を理解し、協力的であったことが計画推進に有利に働いたことは注意しておく必要があろう。

普請の完成とその後

享保二十一年（一七三六）正月に普請が開始され、同年三月には車道の高さが人馬道なみになった。ここで養阿は再び第二の計画案を持ち出した。実は前年八月に、彼は沿道の百姓善六から、居宅の地面を嵩上げするならば道路に置土をしてもかまわないとの一札を取っており、今回の願い出はそれを根拠にしたものであった。

この願いは聞き届けられ、普請は続けられた。普請が完了したのは元文三年（一七三八）十一月のことである。この月、養阿は京都町奉行所に対し、普請場所の見分と、車方の者に対する人馬道・車道の区別の周知徹底を願った。さらに峠坂の上と下にそれぞれ二本ずつ建てる石柱を用意し、次の文言を刻むことについての許可を求めた。

（峠坂の上）「是より右のかた牛車引通し道」
（　同　　）「是より左のかた人馬往還道」
（峠坂の下）「是より左のかた牛車引通し道」
（　同　　）「是より右のかた人馬往還道」

この石柱の文言から、京に向かって街道の左側が車道、右側が人馬道であったことがわかる。

こうして道路改修は成った。最初の出願から四年、普請着手から三年足らずがたっていた。だがこのあとも、車の往来が続く限り、車道の破損はやまないだろう。せっかく改修した道路も、つねに保全努力を払わなければ、いずれ元の状態に戻る。そこで養阿は一計を案じ、山城国葛野郡梅ヶ畑広芝（現京都市右京区梅ヶ畑広芝町）にあった同人所有の至芳庵という庵を峠道沿いに移転し、安祥院より庵守を派遣して道路修繕にあたらせることにした。庵の建てられた場所は、普請中に養阿が百姓久右衛門から買取り、休息所を設けていたところである。

至芳庵は淋しい峠道のわきに建てられた小庵であったから、それを維持していくこと自体大変なことであった。一人住まいの庵守の身の安全は保障されなかったし、怪しげな者が軒下にもぐり込むこともあった。養阿もこのような状況には心を痛めていたようである。寛保四年（一七四四）二月には、安祥院にあった竹簀戸門を至芳庵入口に移し、あわせて庵自体も二間東へ移動させたいという願いを京都町奉行所に行っている。至芳庵はこのあとほどなく梅香庵と改称され、一般にも知られるようになった。安永九年（一七八〇）刊行の『都名所図会』には、「峠の梅香庵は地蔵尊を安置す、木食上人住して坂路を造り牛馬の労を助く、量救水は石刻の亀の口より漲（みなぎ）る、炎暑の節旅人の渇を止むという、碑の銘摂（接）待所にあり」と記されている。

なお、ここに出てくる量救水であるが、これは、養阿が百姓久右衛門から土地を買い取り休息所を設置した際、村人や旅人のために掘った井戸の水のことである。養阿は最初これを松養水と名付けたが、その後、非人たちが「不浄なる器物を涌き出候井之中え直に差入れ、汲み取」る（寛延二年〔一七四九〕八月、京都町奉行所宛養阿口上書）というので、寛延二年に亀型の石の口より水が落ちるよう改めたのを機に、量救水と改称した。亀型石を据える前は、筧を通して水を土中に落とし、そこから水が湧き上がるようにしていたので、右のようなこともあったのである。亀型石の設置と同時に弁天の小宮をも設けたが、それも、「水神これ有りと存じ候は不浄に相成るまじく存じ奉り候」（同）とあるように、水神（弁天は聖河の化身とされた）に守られた清浄な水という印象を与えようとしたからであった。

粟田口の刑場

江戸時代、京には二つの刑場があった。西ノ土手と粟田口である。西ノ土手の刑場は御土居の西側、現在の中京区西ノ京円町付近にあった。一方、粟田口の刑場は、大津から三条街道（東海道）を通って京に入る少し手前、かつての京阪京津線九条山駅西側にあった。京の西のはずれと東のはずれに刑場が置かれていたわけである。

粟田口の刑場があったところは、近世においては厨子奥村に属していた。厨子奥といえば、京津線の御陵駅と山科駅の間を少し南に下ったあたりを思い浮かべるが、ここも厨子奥村である。つまり厨子奥の本村の飛び地であった。

粟田口の刑場は三条街道沿いにあったから、多くの旅人がその情景を目撃した。あるものはそれを記録にとどめている。先のケンペルもその一人である。刑場の情景について記した一六九二年五月八日（太陽暦）の日記の文章の中に、「南無阿弥陀仏」と刻んだ六字名号石碑のことが出てくるが、これは貞享五年に北野西光院が建立したものとみられる（「比留田家文書」）。その後、享保二年（一七一七）にも石碑が建てられた。これは、かの木食養阿の手になるものである。元文五年（一七四〇）に同人が幕府に提出した書類（「安祥院文書」）によれば、そのころ養阿は毎年寒夜三〇日間、六墓五三昧（さんまい）を回って念仏修行を行い、重罪人の霊を弔っていた。六墓とは南無地蔵・大谷・西ノ土手・粟田口・西所河原・元三昧の各墓所、五三昧とは千本・蓮台寺・七条・狐塚・金光寺にあった三昧堂（葬式用の堂）をさす。享保二年、その業が三年を迎えたので、京都町奉行所の許可を得て右の一一カ所に石碑を建立したのである。粟田口のものは一丈三尺（約四メートル）もあった。これもケンペルが見たものと同じく人目を引いたことであろう。

この享保二年の石碑は現存し、今は日ノ岡のバス停から現三条通り沿いに少し西に進んだところに建っている。碑には修復のあとがあり、四部分を接合したものであることがわかる。すなわち、碑は刑場廃止後、まず中央を横に切断され、さらに上半分が縦に三等分されて、各部分がそれぞれ何かに転用されていたのを再び復元したものである。碑の上半分、下半分それぞれの裏面に彫られた文言によれば、昭和八年（一九三三）、京津国道改修工事の犠牲者の霊を慰めるために、上半分がまずこの地に復元され、その後同四十年に下半分を合わせて復元が成ったもののようである。このすぐ近くには、先にも触れた、車石を周囲にめぐらせた基壇をも

つ南無妙法蓮華経の碑が建っているが、この碑の台座にもやはり刑場に建っていた日蓮宗の石碑の一部がはめ込まれている。この碑の説明板の解説によると、刑場には仏教各宗派が供養の石碑を建て、その数は一五基を数えたという。刑死者一〇〇〇人に一基ずつ建てられたとのことである。

図三　養阿建立の享保二年（一七一七）南無阿弥陀仏碑

コラム　―毘沙門堂―

京都には僕の好きな場所がいくつかあります。毘沙門堂もわりに好きです。山科の駅からのんびり坂道を登っていく。この道が僕はけっこう気に入っています。近くにおいしいお蕎麦やさんもあります。帰り道は疏水沿いにぶらぶらと散歩します。桜と紅葉のシーズンは混んでいるけど、あとは比較的静かなところです。

いつも一人で、あてもなく考え事をしながら歩いています。（村上春樹『村上さんのところ』新潮社、二〇一五年、一四頁）

村上春樹が京都で好きな場所として、毘沙門堂をあげたように、山科北部の毘沙門堂は、山科のみならず、京都のなかでも落ち着いた佇まいを残した寺院の一つである。毘沙門堂は古代に出雲路（現京都市上京区）に創建されたが、江戸時代前期の寛文五年（一六六五）、天海弟子の公海によって山科に移築再興された。寛文九年（一六六九）に生まれた後西天皇皇子の公弁法親王が公海の法嗣として毘沙門堂門跡となり、以来、毘沙門堂は天台宗延暦寺派の門跡寺院（皇室・貴族の子弟が出家して入室する寺院）として隆盛をきわめた。

公弁法親王は毘沙門堂門跡ののち、江戸に下向して上野の東叡山寛永寺の貫首となり、輪王寺宮と呼ばれた。以後、天皇家の親王が出家して江戸に下向し、寛永寺貫首となる慣行が、幕末の最後の輪王寺宮、公現法親王（のちの北白川宮能久親王）まで続いた。毘沙門堂は、輪王寺宮が京都から東海道を江戸に下向する前に、旅支度を調える寺となったのである。

公現は、慶応四年（一八六八）五月十五日の討幕軍による上野彰義隊攻撃の際、寛永寺から品川沖に碇泊していた榎本武揚の旧幕府海軍の船で脱出、最後は仙台藩に向かい奥羽越列藩同盟の盟主とされたことでも知られる。加茂儀一は、「輪王寺宮は奥州に遁れるときに、品川沖に碇泊中の軍艦長鯨に乗って同日に常陸の平潟にいたり、会津、米沢を経て仙台に向ったが、この時に宮の乗船の斡旋をしたのは榎本である」と記す（加茂儀一『榎本武揚』）。最後の輪王寺宮の生涯は、吉村昭『彰義隊』の題材ともなった。